

○防犯ブザー貸与に関する取扱い要領

平成16年1月5日施行

改正 令和7年2月1日施行

(目的)

第1条 この要領は、通学時の児童・生徒の安全を確保するため 三鷹市教育委員会
が貸与する『防犯ブザー』の取り扱いについて規定し、もって子どもたちの安全
を確保するための一助とすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 『防犯ブザー』とは、児童・生徒が携帯できる、小型のもので、本体にあ
るボタンを押すかピンを抜くことにより警報が鳴るものをいう。（「防犯ブザー
の性能基準（平成18年警察庁策定）」に準拠するものとする）

(被貸与対象者)

第3条 市内に在住・在学の児童・生徒のうち、希望する者に貸与する。

(貸与期間)

第4条 市内在住・在学ともに、小学校または中学校の卒業時までとし、貸与期間
が終了した際には貸与品を支給する。また、在住・在学の要件をともに欠いた時
も貸与品を支給する。

(保護者の負担)

第5条 消耗品（電池）の交換は保護者の負担とする。

(鳴動確認)

第6条 学校及び保護者は、必要に応じ防犯ブザーの鳴動を確認することとする。

(貸与の方法)

第7条 市内の小・中学校に在学するものは、原則として、学校を通じ希望する者
に貸与する。

2 市外の学校に通う児童・生徒については、学務課あるいは市政窓口で希望者に
貸与する。

(再貸与)

第8条 被貸与者の責めに帰さない事由により破損した場合は、再貸与を受けることができる。

(防犯ブザーの補充)

第9条 市内の公立小・中学校及び市内私立学校については、随時、在庫を確認し、不足する個数については、市教育委員会（学務課）に報告することとする。

2 前項により報告のあった個数については、学務課で各学校へ補充することとする。

(申請書と注意書き)

第10条 保護者からの申請書は様式1のとおりとする。

2 保護者への周知書は様式2のとおりとする。

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会事務局
教育部学務課長が定める。

附 則

この要領は、平成16年1月5日から施行する。

附 則（令和7年2月1日施行）

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

■様式1-1

様式1-1

市立小・中学校及び市内の私立小・中学校児童・生徒用

防犯ブザー貸与申請書

(あて先) 三鷹市教育委員会

令和 年 月 日

防犯ブザーの貸与を、下記のとおり申請します。

記

1 保護者住所・氏名 住 所 : 三鷹市

氏 名 :

連絡先(電話) :

2 児童・生徒氏名 氏 名 :

学校名 : 学校 年 組

※ 条 件

- 1 消耗品(電池等)の交換は保護者負担とします。

■様式1-2

様式1-2

市外の小・中学校へ通う児童・生徒用

防犯ブザー貸与申請書

(あて先) 三鷹市教育委員会

令和 年 月 日

防犯ブザーの貸与を、下記のとおり申請します。

記

1 保護者住所・氏名 住 所 : 三鷹市

氏 名 :

連絡先(電話) :

2 児童・生徒氏名 氏 名 :

学校名 : 学校 年 組

※ 条 件

- 1 消耗品(電池等)の交換は保護者負担とします。

■様式2-1

様式2-1

市立小・中学校及び市内の私立小・中学校児童・生徒用

保護者各位

防犯ブザーの貸与について

子どもの安全確保の一助とするため、三鷹市教育委員会では、防犯ブザーを希望者に貸与しています。

小・中学校に在学中に、所有者の瑕疵に依らない故障が発生した場合は再貸与できます。再貸与を希望する場合は、通学している学校へ申し出てください。

なお、電池切れの場合は、保護者負担での交換をお願いします。

学校への登・下校時に限らず、外遊びの時にも携帯することをお勧めします。

三鷹市教育委員会

■様式2-2

様式2-2

市外の小・中学校へ通う児童・生徒用

保護者各位

防犯ブザーの貸与について

子どもの安全確保の一助とするため、三鷹市教育委員会では、防犯ブザーを希望者に貸与しています。

小・中学校に在学中に、所有者の瑕疵に依らない故障が発生した場合は再貸与できます。再貸与を希望する場合は、教育委員会学務課、若しくは市政窓口へ申し出てください。

なお、電池切れの場合は、保護者負担での交換をお願いします。

学校への登・下校時に限らず、外遊びの時にも携帯することをお勧めします。

三鷹市教育委員会